

ワークメイト大里取扱い規程

第1条（目的）

この規程は、職員に対する福利厚生の実施を目的に実施する「ワークメイト大里」の取扱いについて定めたものである。

第2条（対象職員）

対象とする職員は（福）若あゆの会と雇用契約を結ぶ全ての職員である。

第3条（申請・届出）

- 1 職員がワークメイト大里への加入を希望する場合は施設の施設長・管理者に申し出ること。
- 2 ワークメイト大里に申し込みをする職員は「入会申込書兼会員カード」を施設に提出すること。
- 3 「入会申込書兼会員カード」の提出は毎月末日に締め切り、翌月支払いの給与から控除する。
- 4 その他届出事項の変更、退会する場合は必要書類を施設に提出すること。

第4条（費用・支払い方法）

- 1 かかる費用について入会金は職員の全額負担、会費については月額250円を施設が負担をする。
- 2 費用の支払いについては給与から控除をする。

第5条（割引・補助・各種制度の利用について）

割引・補助・各種制度の利用の手続きに関しては申し込みをする職員自らが行なう。

第6条（給付金）

- 1 給付金請求についての手続きは施設が代行して行なう。
- 2 給付金請求に関して必要な書類は施設へ提出する。
- 3 給付金の支払いについては施設に振り込まれた場合は、速やかに該当職員へ支給をする。

第7条（その他）

その他の事項については「ワークメイト大里ガイドブック」を参考に職員と協議をして取り決める。

付 則

この規程は 令和5年7月14日より施行する。